

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年6月20日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

1 入札に付する事項

(1) 委託件名

高速鉄道建物定期調査業務委託

(2) 履行場所

烏丸線及び東西線（駅舎・その他建築物）

(3) 業務概要

本業務は、烏丸線及び東西線の駅舎、その他建築物等の定期調査を行うものである。

(4) 履行期間

契約の日の翌日から令和8年1月30日まで

(5) 支払条件

前金払	行わない。
部分払	行わない。

2 本件入札に関する問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当

（電話 075-863-5095）

（HP <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>）

3 入札参加資格に関する事項

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、次に掲げる全ての条件を満たす者

ア 京都市交通局競争入札有資格者名簿（測量・設計等）に「一級・二級建築事務所」の種目で登録されていること。

イ 建築士法に規定する「一級建築士事務所」に登録していること。

ウ 一級建築士資格取得後3年以上の実務経験を有する者を業務責任者として配置すること。

なお、配置予定の業務責任者は、履行期間において直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

エ 令和5年度以前から本市内に本店（主たる事務所）を有すること。

(2) 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止を受けていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。)と親会社等(親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合

- (ア) 一方の会社等(会社、組合等をいう。以下同じ。)の役員(取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
 - b 指名委員会等設置会社の執行役
 - c 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d その他業務を執行する者であって、a～cに掲げる者に準じる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合(組合と構成組合員の関係にある場合等)

4 入札方法等

本件入札は、価格競争入札方式により行う。

(1) 入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

イ 京都市から入札端末機利用者カードの発行を受けたうえ、契約課内の入札端末機

を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の１時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。

（２）入札者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のどちらか方法により、設計図書等を入手し、積算すること。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、企画総務課契約窓口を設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等を購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町５－２４

（電話 ０７５－８７１－８４００）

想定販売金額 １，３２０円

（３）落札価格は、入札金額に入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

（４）入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

（５）入札期間

令和７年７月４日、７日及び８日の午前９時から午後５時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後１時までを除く。

（６）予定価格等

予定価格及び最低制限価格は、次のとおりである。

予定価格 １１，６７０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から企画総務課契約窓口で閲覧に供し、翌開庁日から交通局ウェブページで公表する。

最低制限価格の算定に用いた区分 「その他（建物定期調査）」

なお、最低制限価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（１．０００～１．００３）を乗じ、総合評価方式で行う場合は無作為に抽出した数（１．０００～

1. 003) を乗じない。

(7) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書の写し

ウ 業務責任者配置予定調書（別紙様式）

3（1）ウの業務責任者を記載し、その者の資格者証の写し及び雇用関係等を証明できる書類（健康保険証等）の写しを添付すること。

エ 経歴書（別紙様式）

3（1）ウの業務責任者について、実務経験を記載すること。

なお、業務責任配置予定調書に記載された者と異なる者の配置は、死亡、重篤な傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の能力を有する者への変更であるときに限る。

また、履行期間中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

（ア）死亡、重篤な傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の能力を有する者への交代であるとき。

（イ）受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の能力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

(8) 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、京都市交通局のウェブページにおいて、公告と併せて掲示するので、当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判で使用する。

(9) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒入札番号及び委託件名のみを記載して、入札期間内に、2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問は、受け付けない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和7年7月9日 午前9時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、次に最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が2者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次のアからエのいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次のアからエのいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

エ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から交通局のウェブページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所にまで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

規程第7条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は無効とする。

8 その他

- （1）本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。
- （2）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- （5）公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること。（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）
- （6）落札者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- （7）公告及び仕様書に定めのない事項は、京都市交通局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令等による。

（交通局企画総務部企画総務課）